

海上交通安全法

1 案内情報

手続名：緊急用務指定証の書換

手続根拠：海上交通安全法施行規則第18条

手続対象者：緊急用務船舶使用者

提出期限：変更があった場合は遅滞なく。

提出方法：変更事項を記載した申請書を所轄管区海上保安本部長に申請して下さい。

手数料：なし

添付書類・部数：緊急船舶指定証、変更事項を証する書面（詳しくは提出先にお問い合わせ下さい。）

申請書様式：第2号様式

記載要領・記載例：提出先にお問い合わせ下さい。

2 窓口情報

提出先：所轄管区海上保安本部長に提出して下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先の管区海上保安本部

3 手続情報

審査基準：

標準処理期間：7日程度

不服申立方法：